

11月は不法投棄防止強化月間です

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111 (127・128)

鹿児島県では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

期間中は不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

また、産業廃棄物の不法投棄を発見した場合は、下記連絡先まで御連絡ください。

大隅地域振興局保健福祉環境部 ☎0994-52-2113
県庁廃棄物・リサイクル対策課 ☎099-286-3810
E-mail sanpai110@pref.kagoshima.lg.jp



水道課からのお知らせ

問 水道課 水道庶務係 (192)
下水道管理係(194)
☎099-476-1111

■ 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う水道料金・下水道使用料について

大崎町の水道事業は、消費税法の適用を受けた課税事業者として事業運営を行っており、その事業に要する必要な経費は料金などの収入によって賄うこととしています。

そのため町では、今後も町民の皆さまに安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう、消費税引き上げに伴う適正な措置として、12月に実施する定期検針分から新税率の10%が適用となります。

なお、消費税改定後(10月1日以降)に新たに使用を開始される場合は、新税率が適用されます。

【水道料金】

令和元年9月～10月分(10月検針・11月請求のもの) ⇒税率8%

令和元年11月～12月分以降(12月検針・1月請求分以降) ⇒税率10%

【下水道使用料】

令和元年9月～10月分(10月検針・12月請求のもの) ⇒税率8%

令和元年11月～12月分以降(12月検針・2月請求分以降) ⇒税率10%

水道料金や下水道使用料は
コンビニエンスストアで納
めることができます！
納期限までに忘れずに納付
しましょう！

